



メールマガジン 2019 年 3 月号

目次

1. はじめに	1
2. 今月の税務関連ニュース.....	2
3. 当事務所 Web サイト掲載ナレッジ.....	4

1. はじめに

今回の 3 月決算における会計基準の改正事項には、それほど大きなものではありません。ただ、税効果会計に関する会計基準や適用指針が改正・新設されたことに伴い、税効果会計に関する会計処理や表示方法が若干変更されています。

その中でも、税効果会計を適用する全ての会社にとって影響のあるものとして、繰延税金資産・負債の表示方法が挙げられます。

具体的には以下のとおりです。

従来	2018 年 4 月 1 日開始事業年度より
繰延税金資産・負債は、納税主体ごとに、流動項目どうし、固定項目どうしで相殺	繰延税金資産・負債は、納税主体ごとに相殺
相殺後の繰延税金資産は、流動資産または投資その他の資産として表示	相殺後の繰延税金資産は、投資その他の資産として表示
相殺後の繰延税金負債は、流動負債または固定負債として表示	相殺後の繰延税金負債は、固定負債として表示

上記の変更は「表示方法の変更」に該当するため、計算書類にて「表示方法の変更」に関する注記を記載する必要があります。注記の文例については、必要に応じてお問い合わせください。



2. 今月の税務関連ニュース

今月に官公庁や公的機関から公表された文書を、税目別かつ公表者別にまとめました。

なお、内容には細心の注意を払っておりますが、公表文書の網羅性を保証するものではありませんので、予めご承知おきください。

なお、特に注目していただきたい項目を黄色のマーカで示してあります。

内容	公表者
法人税等	
平成29年度統計年報「2 直接税 法人税」	国税庁
生産性向上特別措置法及び産業競争力強化法等の一部を改正する法律等に関わる制度概要	経済産業省
第2回 連結納税制度に関する専門家会合の資料	内閣府
消費税等	
消費税法施行令第18条第7項に規定する国税庁長官が定める方法及び消費税法施行規則第6条の2第5項の規定に基づき国税庁長官が定めるファイル形式を定める件（国税庁告示第2号）	国税庁
租税特別措置法施行令第46条の8の2第5項に規定する国税庁長官が定める方法及び租税特別措置法施行規則第37条の4の2第4項の規定に基づき国税庁長官が定めるファイル形式を定める件（国税庁告示第3号）	国税庁
租税特別措置法施行令第46条の8の2第2項第1号ハの規定に基づき、国税庁長官が指定する方法を定める件の一部を改正する件（国税庁告示第4号）	国税庁
キャッシュレス・消費者還元事業ウェブサイトが開設されました	経済産業省
軽減税率対策補助金ホームページの更新	中小企業庁
小冊子「今すぐ始める軽減税率対策（小売／卸売向け・飲食店向け）」	日本商工会議所
所得税等	
定年を延長した場合に従業員に対してその延長前の定年に達したときに支払う退職一時金の所得区分について（文書回答事例）	国税庁
所得税法等の一部を改正する法律案の新旧対照表	財務省
国際課税	
特定外国子会社等に係る課税対象金額に関する明細書	国税庁
英国子会社がオランダ法人と行う合併の取扱いについて（文書回答事例）	国税庁
B E P S 防止措置実施条約に関する資料（更新）	財務省



内容	公表者
租税条約に関する資料（更新）	財務省
中堅・中小企業向け海外展開のための税制基礎資料	経済産業省
地方税	
平成31年1月末までに先端設備等導入に伴う固定資産税ゼロの措置を実現した自治体	中小企業庁
新規サービス開始・追加予定団体のお知らせ	地方税電子化協議会
償却資産申告書（CSV形式）の特定項目情報について	地方税電子化協議会
税制全般その他	
メッセージボックス閲覧方法の利便性向上について	国税庁
「申告書の自主点検と税務上の自主監査」に関する情報（調査課所管法人の皆様へ）の更新について	国税庁
e-Taxの推奨環境に「Mac OS 10.14（Safari 12.0）」を追加	国税庁
申告等データの送信後にメッセージボックスへ格納される「納付情報登録依頼」について	国税庁
検索対象除外法人に係る差分データの提供について	国税庁
法人企業統計調査（平成30年10-12月期）の結果	財務省
法人企業統計調査「時系列データ」【政府統計の総合窓口（e-Stat）ホームページ】	財務省
「中小企業の事業活動の継続に資するための中小企業等経営強化法等の一部を改正する法律案」が閣議決定	中小企業庁
経営革新計画進め方ガイドブック	中小企業庁
ゼロからはじめる！支援制度	中小企業庁
「中小企業等経営強化法施行規則の一部を改正する省令案」等の概要に関する意見募集	中小企業庁
改正「中小企業の会計に関する指針」の公表について	日本公認会計士協会



AMANO
Accountants & Advisors

3. 当事務所 Web サイト掲載ナレッジ情報

ナレッジ一覧は[こちら](#)

以上